

平成 24 年 12 月 3 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年12月16日付け大住吉市民第143号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 11 月 2 日付け大住吉市民第 126 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 10 月 19 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「住吉区役所地域担当者要綱において、その担当者は第 4 条職務で担当地域の情報の収集及びカルテへの蓄積が求められているが住吉区役所市民協働課長代理（以下「課長代理」という。）は、地域行事等への参加は職務ではない（個人的私意行為）とバカな事を言う。故に課長代理が主張する行為が、上記要綱に反しないと指揮監督（区長）者が認める全文書」の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「課長代理が請求者に述べた地域行事は、盆踊りのことであり、地域の情報を得るために、勤務としてではなく、個人的に地域担当者が参加したものである。

地域担当者が盆踊りに参加し、情報収集することが、勤務か個人的私意行為かは

要綱上問題ではないため、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 11 月 21 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 盆踊り等の地域行事への参加は、地域担当者として当然に行われて然るべきであり、個人的行動を許すなら、多忙を理由に全く何も行動をしない地域担当者が発生しかねない。
- 2 西成区役所が地域のネットワークだよりに寄稿している内容が地域担当者の職務であり、大阪市が平成 14 年当初より求めた姿である。
- 3 故に、住吉区役所において地域担当者は職務として行事・会議等に参加することを義務とし、それを文書化（公文書に）することを求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、住吉区役所地域担当者要綱（以下「要綱」という。）第 4 条で職務について定め、地域担当者が担当地域の情報の収集・把握に努めることとしているが、住吉区役所ではこの要綱を踏まえつつ、盆踊り大会等の地域行事への参加については、地域のみなさんとの人と人との間の信頼関係を築くことに重点を置いていること、また、時として飲食などもともにしながら懇親することから、職務としては取り扱っていない。
- 2 上記 1 から、本件請求にかかわる公文書を作成しておらず、本件請求に当たる当該公文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、上記第3の3のとおり、住吉区役所において地域担当者は職務として行事・会議等に参加することを義務とし、それを文書化することを求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定に係る公文書の公開の可否ではなく、行政不服審査法の趣旨に鑑みた、本件異議申立ての適法性である。

3 本件異議申立ての適法性について

当審査会で確認したところ、本件異議申立ては、そもそも異議申立ての趣旨が公文書の公開の可否を争うものではなく、上記第3の3のとおり、住吉区役所において地域担当者は職務として行事・会議等に参加することを義務とし、それを文書化することを求めるというものである。

もとより、情報公開制度は、上記1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、実施機関の行政運営に対する自身の要望を述べ、その上で、その明文化を求めるという本件異議申立てが条例第17条又は行政不服審査法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

ここで、本件異議申立ては、公文書の公開の可否を争うものではなく、実施機関の行政運営に対する自身の要望を述べ、その上で、その明文化を求めるという、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていることは明らかであり、不適法となることから、行政不服審査法第47条第1項に基づき却下すべきである。

4 本件決定について

盆踊り大会等地域行事への参加については、本件決定当時、市民の疑惑や不信を招くような行為を行ってはならない旨規定された「大阪市職員服務倫理規範」（平成22年7月制定。以下「倫理規範」という。平成23年12月に「大阪市職員倫理規則」（平成23年大阪市規則第132号）の制定により廃止。）があり、仮に地域住民と飲食をともにするようなことがあれば、上記倫理規範に抵触する可能性があることから、実施機関としては、職務として認めることができないと判断し、その結果、職員の私的な参加という形態をとってきたと推察され、職務としての参加を認める公文書は作成されなかったと考えられる。念のため、実施機関に対し、盆踊り大会を含めた地域行事等への職務としての参加の可否に関する公文書を改めて探索させたが、そのような公文書は存在しないとのことであった。

したがって、本件決定は妥当であると解される。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第74号

年 月 日	経 過
平成23年12月16日	諮問
平成24年5月18日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年6月27日	異議申立人から意見書の提出
平成24年8月20日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成24年9月7日	審議（論点整理）
平成24年10月9日	審議（論点整理）
平成24年10月26日	審議（答申案）
平成24年11月9日	審議（答申案）
平成24年12月3日	答申